次世代育成支援対策を行うにあたり利用できる各種制度

次世代育成支援対策を進めるに当たっては、国などの行う支援制度を有効に活用しましょう。ここでは、各種助成事業や相談先等について紹介します。

助 成 事 業 等

育児休業を取得しやすい環境づくりに取り組みたい場合は？

○ 育児休業代替要員確保等助成金

→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/assist1_3.html

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職または原職相当職に復帰する旨の取扱いを労働協約または就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に、一定額を助成します。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（p.１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

○ 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/assist1_6.html

育児休業または介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラム（内容としては、①在宅講習　②職場環境適応講習　③職場復帰直前講習　④職場復帰直後講習）を実施した事業主・事業主団体に支給します。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（p.１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

小学校入学までの子どもを育てる労働者に対する勤務時間短縮などの措置の導入に取り組みたい場合は？

○ 育児両立支援奨励金

→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/assist1_4.html

小学校に入学するまでの子を養育する労働者が利用できる仕事と育児の両立を支援するために勤務時間の短縮等の措置を、労働協約または就業規則に新たに規定し、３歳以上小学校入学までの子を養育する労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給します。なお、複数の事業所を有する事業主の場合は、すべての事業所で制度化していることが必要です。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（p.１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

子育てサービスの費用の援助に取り組みたい場合は？

○ 育児・介護費用助成金

→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/assist1_2.html

労働者が育児または家族の介護に係るサービスを利用する際に要した費用の全部または一部について補助等を行う旨を労働協約または就業規則に規定し、実際に費用補助を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（p.１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

○ ベビーシッター育児支援事業

→http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/jigyo/josei02.html

児童手当法第 20 条に規定する一般事業主（下記参照）の労働者がベビーシッター育児支援サービス（乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎を行うこと）を利用した場合に、その利用料金の一部を助成しています。

〔該当する一般事業主〕

厚生年金保険の適用事業所の事業主
私立学校教職員共済法に規定する学校法人等
地方公務員等共済組合法に規定する団体
国家公務員共済組合法に規定する連合会
地方公務員等共済組合法に規定する職員団体、公庫等、組合及び連合会
国家公務員共済組合法に規定する職員団体、公庫等及び組合

問い合わせ先：こども未来財団事業振興部
TEL：０３－６４０２－４８２４
http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/

託児施設等の設置に取り組みたい場合は？

○ 事業所内託児施設助成金

→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/assist1_1.html

自社で雇用する労働者のための事業所内託児施設の設置、運営および増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（p．１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

○ 商店街活性化コミュニティ施設活用事業

→http://chushinshigaichi-go.jp/frame/f-outline.htm

商店街振興組合、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等が、商店街に賑わいを創出し商店街を活性化することを目的に、商店街の空き店舗を活用して保育施設や放課後児童施設、親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する場合に改装費や家賃等を最長３年間補助します。

問い合わせ先：各経済産業局商業振興室
（p．１１９の連絡先一覧表をご覧下さい。）
または、各都道府県商業担当課

年次有給休暇の取得の促進に取り組みたい場合は？

○ **長期休暇制度基盤整備助成金**

→http://www.zenkiren.com/business/assist.html

長期休暇制度の導入に向けての基盤を整備するため、年次有給休暇の計画的付与の導入や連続取得の促進等について傘下事業場に指導を行うなど団体的な取組を行う事業主団体等に、その事業の実施に要した費用の一部を助成します。

問い合わせ先：労働時間短縮支援センター（（社）全国労働基準関係団体連合会）の各地方支部
（ｐ．１２０の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.zenkiren.com

労働時間の短縮に取り組みたい場合は？

○ **労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金**

→http://www.zenkiren.com/business/assist.html

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短促進法）の労働時間短縮実施計画の承認を受けた中小企業事業主の団体が、労働時間短縮実施計画の目標を達成するために必要な相談・指導等の事業を実施した場合に、その事業の実施に要した費用の一部を助成します。

＜時短促進法に基づく労働時間短縮実施計画の承認制度＞

（　同一の業種に属する２以上の事業主が共同で自主的に作成した労働時間短縮のための計画（労働時間短縮実施計画）を行政（厚生労働省及び事業所管官庁）が承認する制度です。）

問い合わせ先：労働時間短縮支援センター（（社）全国労働基準関係団体連合会）の各地方支部
（ｐ．１２０の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.zenkiren.com

若年労働者の職業訓練に取り組みたい場合は？

○ **キャリア形成促進助成金**

→http://www.ehdo.go.jp/gyomu/index5.html

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施またはキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対し、その経費の一部を助成します。

問い合わせ先：独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター
TEL：０５７０－００１１５４
http://www.ehdo.go.jp/loc/index.html

トライアル雇用に取り組みたい場合は？

○ **試行雇用奨励金（若年者）**

→http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c02-1.html

職業経験、技能、知識等から就職が困難な未就職卒業者等若年失業者について、これらの方を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの方の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、試行雇用奨励金を支給します。

問い合わせ先：全国のハローワーク（公共職業安定所）
http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

子どもの体験活動等の支援に取り組みたい場合は？

○ **子どもゆめ基金**

→http://cs.kodomo.nyc.go.jp/yume/

２１世紀を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間企業など青少年教育に関する事業を行う民間の団体が実施する

① 子どもの体験活動の振興を図る活動
（自然観察、キャンプなどの自然体験活動、清掃活動・高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動、子どもの体験活動の指導者養成など）

②子どもの読書活動の振興を図る活動
（読書会活動、読み聞かせ会、子どもの読書活動の振興を図るフォーラムの開催など）

③子ども向けソフト教材を開発・普及する活動
（子どもの体験活動や読書活動を支援・補完するインターネット等で利用可能なデジタル教材を開発し、普及する活動）

への助成を行います。助成活動に対する助成金の額は、予算の範囲内で、審査委員会の議を経て決定されます。

なお、子どもゆめ基金の一層の充実を図るため、当基金では民間企業等からの募金をお待ちしています。（税制上の優遇措置を受けることができます。）

問い合わせ先：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
基金部助成課
TEL：０１２０－５７９０８１（フリーダイヤル）
０３－５７９０－８１１７，８１１８
http://www.nyc.go.jp

相談への対応

女性労働者の妊娠や出産期の健康管理についての相談を受け付けてくれるところはありますか？

○ 都道府県労働局雇用均等室による相談

都道府県労働局雇用均等室では、働く女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる雇用環境を整備し、職場における母性健康管理を推進するため、男女雇用機会均等法に基づいて事業主や労働者に対する相談・指導等を行っています。

問い合わせ先：各都道府県労働局雇用均等室
（ｐ．１１５の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html

○ 母性健康管理相談事業

→http://www.jaog.or.jp/Japanese/pub/card/bosei_cardp.htm

事業主及び女性労働者を対象として、働く女性の妊娠・出産等母性健康管理について、産婦人科の専門医が電話や面接による相談を受け付けています。

問い合わせ先：（社）日本産婦人科医会の各地方支部
（ｐ．１１９の相談窓口一覧をご参照ください。）

職業生活と家庭生活との両立を図ることができる職場環境の整備に取り組むに当たって、相談に対応してくれたり、参考になる情報を提供してくれるところはありますか。

○ 都道府県労働局雇用均等室による相談

都道府県労働局雇用均等室では、働く女性が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等を目的に、育児休業制度や母性健康管理を始めとする雇用均等問題等に詳しい専門の職員等が配置されており、各種法律に基づいて事業主や労働者に対する相談・指導等を行っています。

問い合わせ先：各都道府県労働局雇用均等室
（ｐ．１１５の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html

育児等のサービスについて、労働者の相談を受け付けてくれるところはありますか？

○ フレーフレー・テレフォン

→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/phone.html

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護、家事代行等に関する各種サービスについて、相談に応じるとともに、地域の具体的な情報を無料で電話やインターネット（フレーフレーネット（http://www.2020net.jp/））により提供しています。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（ｐ．１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

テレワークの導入に取り組みたい場合は？

○ テレワーク普及事業（テレワーク相談センターでの相談活動等）

→http://www.japan-telework.or.jp/

情報通信ネットワークを活用して時間と場所を自由に選択できる働き方であるテレワークは、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、豊かでゆとりある生活と自由時間の増加が実現できる働き方です。また、育児・介護との両立が必要な方や、障害者、高齢者等の就業機会の拡大にも資するものです。

（社）日本テレワーク協会では、テレワークのうち、雇用形態で行われる在宅勤務について、シンポジウムの開催等により普及啓発事業を実施するとともに、テレワーク相談センターでの相談活動や「テレワーク導入マニュアル」の活用等により、適正な労務管理の下での普及促進を図っています。

問い合わせ先：（社）日本テレワーク協会
TEL：０３－３２２１－７２６０
http://www.japan-telework.or.jp/

インターンシップに取り組みたい場合に、アドバイス等をしてくれるところはありますか？

○ インターンシップ

→http://www.internship-ssc.org/index.html

→http://job.gakusei.go.jp/B/index2.htm

学生が就業体験を通して広く社会や企業の実情を知り、仕事に対する興味や関心を高め、自らの適正や適職を考える契機を与えるインターンシップ事業を推進しています。

問い合わせ先：全国の経営者協会
http://www.internship-ssc.org/sankakeieisya/index.html
全国の学生職業センター、学生職業相談室
http://job.gakusei.go.jp/F/index2.htm

研 修 事 業

産業医等、産業保健スタッフに対する母性健康管理に関する研修はありますか？

○ 産業医等産業保健スタッフのための母性健康管理研修会

→http://www.jaaww.or.jp/health/main.html

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が定められており、事業主は、女性労働者が医師等から受けた指導を守ることができるよう適切な措置を講じなければならないとされています。

これを踏まえ、事業所内の母性健康管理に携わる者の資質を高め、事業主や女性労働者からの相談に適切に対応できるよう、事業所内の産業医等産業保健スタッフ（産業医、医師、保健師、看護師、衛生管理者等）や機会均等推進責任者等に対する研修を実施しています。

問い合わせ先：（財）女性労働協会
TEL：０３－３４５６－４４１０
http://www.jaaww.or.jp

企業の中で、仕事と子育ての両立に携わる責任者として選任されている者に対する研修はありますか？

○ 職業家庭両立推進者のための各種セミナーや研修

→http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/suisinsya/index.html
→http://www.jiwe.or.jp/gyomu/support/assist2.html

育児・介護休業法では、事業主は、企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施するという業務を担当する「職業家庭両立推進者」を選任するように努めなければならないと規定されています。これを踏まえ、厚生労働省では、企業全体の人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしています。

（財）２１世紀職業財団では、各企業において選任されている「職業家庭両立推進者」の方に対して、各種セミナーや研修を実施しています。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
http://www.jiwe.or.jp
（ｐ．１１８の所在地一覧をご覧下さい。）

労働時間の短縮のために利用できる研修等はありますか？

○ 労働時間制度改善支援事業

→http://www.zenkiren.com/business/action.html

労働時間に関する制度を改善するために、労働時間の制度と管理に関する具体的な知識や手法等について習得するための研修を事業主に対して実施しています。

また、診断・指導アドバイザーが事業場を訪問して、現行の労働時間制度や年次有給休暇の現状について診断し、事業場における労働時間管理の問題点や労働時間短縮の阻害要因を把握、分析し、事業場の実情に応じた労働時間制度や業務体制の改善策とともに、労働時間制度の改善に向けて就業規則等の改正手続きや労務管理手法などの具体的な助言・援助を行っています。

問い合わせ先：労働時間短縮支援センター（（社）全国労働基準関係団体連合会）の各地方支部
（ｐ．１２０の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.zenkiren.com

固定的な性別役割分担意識等を是正し、働きやすい職場環境を目指す取組のために利用できる研修はありますか？

○ 企業におけるポジティブ・アクションを推進するためのセミナー研修

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差を解消し、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）を促進するため、人事労務担当者を対象にポジティブ・アクションについての理解を深め、具体的な取組のノウハウを提供するためのセミナーを実施しています。

また、女性の管理職候補者や女性の受け入れ経験に乏しい中間管理職を対象に研修を実施しています。

このほか、性別役割分担意識解消に向けた具体的な取組に資するための企業内研修資料の提供を行っています。

問い合わせ先：（財）２１世紀職業財団の各地方事務所
（ｐ．１１８の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jiwe.or.jp

事業所内託児施設を運営する上で利用できる研修はありますか？

○ **事業所内保育施設運営適正化事業**

事業所内保育施設の保育水準の向上を図るため、その保育従事者を対象に研修会を実施しています。

問い合わせ先：こども未来財団事業振興部
TEL：０３－６４０２－４８２４
http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/

子どもを交通事故から守る活動のために利用できる研修等はありますか？

○ **チャイルドシート指導員養成研修会**

→http://www.jatras.or.jp

チャイルドシートの適切な選定、装着の促進を図るため、チャイルドシートに関する法的、技術的な知識、正しい装着方法など専門的な知識を取得したチャイルドシートの着用指導者を育成し、チャイルドシートのユーザーに対する指導啓発に資することを目的としてチャイルドシート指導員養成研修会を開催しています。

参加対象は、交通安全の指導・啓発などに従事する方であり、一般事業所内において労働者に対する指導に当たる方も含まれます。修了者にはチャイルドシート指導員の認定証が交付されます。（労働者への指導にとどまらず、地域の交通安全活動に参加・支援させることも可能です。）

問い合わせ先：（財）日本交通安全教育普及協会
TEL：０３－３４７８－１８３１
http://www.jatras.or.jp/

○ **運転免許を受けた方を対象とした安全運転に関する研修**

→http://www.jsdc.or.jp/school/ken.htm

地域、職域等における交通安全教育の中核的指導者、自動車の運転について高度な技能及び知識を必要とする運転者、運転指導者並びに青少年運転者等に対して、実践的、専門的かつ高度な安全運転技能・知識の研修を行うことによって、資質の高い運転者及び運転指導者を育成し、交通安全についてのレベルアップを図っています。

問い合わせ先：自動車安全運転センター
（ｐ．１２１の所在地一覧をご覧下さい。）
http://www.jsdc.or.jp/

○ チャイルドシート安全装着キャンペーン

→http://www.child-seat.gr.jp/

チャイルドシートのユーザー及びこれからユーザーになる者を対象として、チャイルドシートの安全装着についてアドバイスするキャンペーンやシンポジウム等を開催するなどして、チャイルドシートの正しい着用の啓発を図っています。

問い合わせ先：チャイルドシート連絡協議会
TEL：０３－３５８２－５４５５
http://www.child-seat.gr.jp/

企業内において、労働者の家庭教育を支援するための取組を行いたいのですが、利用できる制度や情報はありますか？

○ 地域における家庭教育に関する学習機会や情報の提供

各都道府県・市町村教育委員会においては、家庭における子育てやしつけについて学習するための講座・講演会・相談会の実施、家庭教育に関する電話相談等、各地域の実情により様々な取組が行われています。労働者の家庭教育を支援するため、これらの事業に取り組みたい場合、また、これらの情報提供を行いたい場合は、お気軽にお近くの教育委員会生涯学習・社会教育担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先：各都道府県・市町村教育委員会生涯学習・社会教育担当課

○ 文部科学省ホームページによる家庭教育に関する情報の提供

文部科学省では、家庭における子育てやしつけについて分かりやすく解説した「家庭教育手帳」や「家庭教育ビデオ」を作成しています。内容や「家庭教育ビデオ」の貸出窓口等は文部科学省のホームページに掲載しています。労働者に対する子育て講座の実施や情報提供にご活用ください。

問い合わせ先：文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
TEL：０３－５２５３－４１１１（代）　内線３０７３
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/main8_a1.htm

雇用均等室所在地一覧

（電話番号・FAX番号一覧）

平成１７年４月１日現在

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所　　在　　地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎
青　森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町２丁目４番２５号　青森合同庁舎
岩　手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸７番２５号　盛岡合同庁舎１号館
宮　城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町１番地　仙台第４合同庁舎
秋　田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王７丁目１番３号　秋田合同庁舎
山　形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市緑町１丁目５番４８号　山形地方合同庁舎
福　島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町１番４６号　福島合同庁舎
茨　城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市北見町１番１１号
栃　木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町１番４号　宇都宮第２地方合同庁舎
群　馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町１丁目１０番７号　群馬県公社総合ビル
埼　玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ﾋﾞﾙ ﾗﾝﾄﾞ・ｱｸｼｽ・ﾀﾜｰ
千　葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央４丁目１１番１号　千葉第２地方合同庁舎
東　京	03-3818-8408	03-5689-5076	112-8581	文京区後楽２丁目５番１号　住友不動産飯田橋ファーストビル
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通５丁目５７番地　横浜第２合同庁舎
新　潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市川岸町１丁目５６番地
富　山	076-432-2740	076-432-3959	930-8514	富山市桜橋通り２番２５号　富山第一生命ビル２Ｆ
石　川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念３丁目４番１号　金沢駅西合同庁舎
福　井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-0019	福井市春山１丁目１番５４号　福井春山合同庁舎
山　梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内１丁目１番１１号
長　野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所１丁目２２番１号
岐　阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町４丁目３０番地　明治安田生命岐阜金町ビル
静　岡	054-252-5310	054-252-8216	420-0857	静岡市葵区御幸町４番１号　アーバンネット静岡ビル５階
愛　知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄２丁目３番１号　名古屋広小路ビルヂング
三　重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町３２７番２号　津第２地方合同庁舎
滋　賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林１丁目３番１０号　滋賀ビル
京　都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町４５１
大　阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前４丁目１番６７号　大阪合同庁舎第２号館
兵　庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町１丁目１番３号　神戸クリスタルタワー
奈　良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町３８７番地　奈良第３地方合同庁舎
和歌山	073-421-6157	073-421-6158	640-8583	和歌山市中之島１５１８番地　和歌山ＭＩＤビル
鳥　取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安２丁目８９番９号
島　根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町１３４番１０号
岡　山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎
広　島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀６番３０号　広島合同庁舎第２号館
山　口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町６番１６号　山口地方合同庁舎１号館
徳　島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内６番地６　徳島地方合同庁舎４階
香　川	087-831-3762	087-831-3759	760-0018	高松市天神前５番１２号　香川労働局第３庁舎
愛　媛	089-935-5222	089-935-5223	790-0811	松山市本町２丁目１番７号　松山東京海上ビル
(7/23 ～)	〃	〃	790-8538	松山市若草町４番３号　松山若草合同庁舎
高　知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田４８番２号
福　岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号　福岡合同庁舎
佐　賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央３丁目３番２０号　佐賀第２合同庁舎
長　崎	095-844-4384	095-844-4423	852-8117	長崎市平野町２２番４０号　㈱九電工長崎支店ビル
熊　本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎
大　分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町１７番２０号　大分第２ソフィアプラザビル６階
宮　崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町１番１号　鹿児島西千石第一生命ビル
沖　縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

次世代育成支援対策推進センター指定団体一覧

（平成１７年５月２３日現在）

都道府県	名称	主たる事務所の所在地
北海道	北海道商工会連合会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
	北海道中小企業団体中央会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
岩手	岩手県商工会連合会	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目三番八号
	岩手県中小企業団体中央会	岩手県盛岡市内丸十四番八号
宮城	仙台商工会議所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号
	宮城県中小企業団体中央会	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十四番二号
秋田	秋田県中小企業団体中央会	秋田県秋田市旭北錦町一番四十七号
	社団法人秋田県経営者協会	秋田県秋田市旭北錦町一番四十七号
山形	山形県中小企業団体中央会	山形県山形市城南町一丁目十六番一号
福島	福島県中小企業団体中央会	福島県福島市三河南町一番二十号
茨城	茨城県中小企業団体中央会	茨城県水戸市桜川二丁目二番三十五号
栃木	社団法人栃木県経営者協会	栃木県宇都宮市本町十二番十一号
	栃木県中小企業団体中央会	栃木県宇都宮市中央三丁目一番四号
群馬	社団法人群馬県経営者協会	群馬県前橋市大手町三丁目三番一号
埼玉	埼玉県中小企業団体中央会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
千葉	社団法人千葉県経営者協会	千葉県千葉市中央区千葉港四番三号
	千葉県中小企業団体中央会	千葉県千葉市中央区千葉港四番二号
東京	社団法人中央労働基準協会	東京都千代田区二番町九番地の八
	社団法人三田労働基準協会	東京都港区芝四丁目四番五号
	全国中小企業団体中央会	東京都中央区新川一丁目二十六番十九号
	東京経営者協会	東京都千代田区大手町一丁目九番四号
	東京商工会議所	東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
	東京都中小企業団体中央会	東京都中央区銀座二丁目十番十八号
神奈川	神奈川県中小企業団体中央会	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目八十番地
	社団法人神奈川県経営者協会	神奈川県横浜市中区山下町二番地
新潟	社団法人新潟県経営者協会	新潟県新潟市川岸町一丁目四十七番地三
	新潟県中小企業団体中央会	新潟県新潟市川岸町一丁目四十七番地一
富山	社団法人富山県経営者協会	富山県富山市総曲輪二丁目一番三号
石川	社団法人石川県経営者協会	石川県金沢市尾山町九番十三号
福井	福井県経営者協会	福井県福井市大手三丁目七番一号
	福井県中小企業団体中央会	福井県福井市大手三丁目七番一号
山梨	山梨県経営者協会	山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号
	山梨県中小企業団体中央会	山梨県甲府市飯田二丁目二番地一号
長野	社団法人長野県経営者協会	長野県長野市県町五百八十四番地
岐阜	岐阜県中小企業団体中央会	岐阜県岐阜市薮田南五丁目十四番五十三号
	岐阜県農業協同組合中央会	岐阜県岐阜市宇佐南四丁目十三番一号
	社団法人岐阜県経営者協会	岐阜県岐阜市神田町二丁目二番地
静岡	静岡県中小企業団体中央会	静岡県静岡市追手町四十四番一号
	社団法人静岡県経営者協会	静岡県静岡市追手町十番三百三号
愛知	愛知県経営者協会	愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号
	愛知県中小企業団体中央会	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目四番三十九号
三重	亀山商工会議所	三重県亀山市東御幸町三十九番八号
	三重県経営者協会	三重県津市丸の内養正町四番一号

都道府県	名称	主たる事務所の所在地
滋賀	社団法人滋賀経済産業協会	滋賀県大津氏打出浜二番一号
京都	京都経営者協会	京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町六百十四番地
	京都府中小企業団体中央会	京都府京都市右京区西院東中水町十七番地
大阪	大阪府中小企業団体中央会	大阪府大阪市中央区本町橋二番五号
	関西経営者協会	大阪府大阪市中央区九太郎町二丁目五番二十八号
	堺経営者協会	大阪府堺市中安井町三丁二番十三号
	東大阪経営者協会	大阪府東大阪市小阪三丁目四番
兵庫	尼崎経営者協会	兵庫県尼崎市昭和通三丁目九十六番地
	姫路経営者協会	兵庫県姫路市下寺町四十三番地
	兵庫県経営者協会	兵庫県神戸市中央区明石町三十二番地
	兵庫県中小企業団体中央会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二十八番三十三号
奈良	奈良県経営者協会	奈良県奈良市登大路町三十六番地二
和歌山	和歌山県経営者協会	和歌山県和歌山市西汀丁二十六番地
鳥取	社団法人鳥取県経営者協会	鳥取県鳥取市扇町三番地
	鳥取県中小企業団体中央会	鳥取県鳥取市富安一丁目九十六番地
島根	島根県中小企業団体中央会	島根県松江市母衣町五十五番地四
	社団法人島根県経営者協会	島根県松江市母衣町五十五番地四
岡山	岡山県経営者協会	岡山県岡山市田町一丁目三番一号
	岡山県中小企業団体中央会	岡山県岡山市弓之町四丁目十九番二百二号
広島	広島県経営者協会	広島県広島市中区基町五番四十四号
	広島県中小企業団体中央会	広島県広島市中区基町五番四十四号
山口	山口県経営者協会	山口県山口市中央五丁目二番三十一号
	山口県中小企業団体中央会	山口県山口市中央四丁目五番十六号
徳島	徳島県中小企業団体中央会	徳島県徳島市西新町二丁目五番地
	徳島商工会議所	徳島県徳島市西新町二丁目五番地
香川	香川県中小企業団体中央会	香川県高松市福岡町二番二号
愛媛	愛媛県経営者協会	愛媛県松山市大手町二丁目五番七号
高知	高知県経営者協会	高知県高知市本町四丁目一番十六号
福岡	福岡県経営者協会	福岡県福岡市中央区大手門二丁目一番十号
佐賀	佐賀県経営者協会	佐賀県佐賀市与賀町二番十一号
	佐賀県中小企業団体中央会	佐賀県佐賀市松原一丁目二番三十五号
長崎	長崎県経営者協会	長崎県長崎市桜町四番一号
	長崎県中小企業団体中央会	長崎県長崎市桜町四番一号
熊本	熊本県経営者協会	熊本県熊本市下通一丁目七番九号
大分	大分県経営者協会	大分県大分市中央町二丁目九番二十七号
	大分県中小企業団体中央会	大分県大分市金池町三丁目一番六十四号
宮崎	宮崎県経営者協会	宮崎県宮崎市橘通東一丁目八番十一号
	宮崎県商工会議所連合会	宮崎県宮崎市橘通東一丁目八番十一号
	宮崎県中小企業団体中央会	宮崎県宮崎市松橋二丁目四番三十一号
鹿児島	鹿児島県経営者協会	鹿児島県鹿児島市名山町一番三号
	鹿児島県中小企業団体中央会	鹿児島県鹿児島市名山町九番一号
沖縄	沖縄県中小企業団体中央会	沖縄県那覇市小禄千八百三十一番地の一
	社団法人沖縄県経営者協会	沖縄県那覇市小禄千八百三十一番地の一